

羽村市

消費生活センターだより

No.383 2021年1月1日 羽村市消費生活センター運営委員会発行
羽村市緑ヶ丘5-1-30 TEL (042) 555-1111(内) 640

羽村 消費生活センターだより 検索

あけましておめでとうございます

いまが旬



小松菜

関東では葉物野菜の定番だが、西日本で知られるようになったのは近年。

江戸川区小松川地区周辺が発祥の地とされている。鉄分・カルシウムはほうれん草を上回る。

くらしのアンテナ

“QRコード”は、1994年にデンソー（現・株式会社デンソーウェーブ）が開発した二次元コードで、日本発の技術です。スマートフォンの普及に伴って、今では世界中で使われるようになってきました。

「QR」はQuick Responseの頭文字で「即答」、つまり素早く読み取るという意味があります。バーコードよりも多くの情報が納められるため、チラシやポスター、コンサートやイベントなどの電子チケット、商品など、あらゆるものにプリントされ、世界中で急速に利用が進んでいます。

“QRコード”を使ったことがありますか？



QRコードは、スマートフォンのカメラや専用アプリを起動してカメラをかざすだけでURLが表示され、連絡先や情報サイトなどにアクセスすることができます。小さなスマートフォンのキーボードで、時間をかけて長いアドレスをわざわざ入力しなくともいいわけです。また、キャッシュレス決済での利用も増加しており、私たちにとって便利で手軽な手段といえますね。

試しに左のQRコードを読み取ってみると…。

“QRコード”を偽装？

このように便利なQRコードですが、見ただけでは本物と偽物の区別がつきにくいため、詐欺の手口などに悪用される事例が多数報告されています。

例えば決済。店頭のレジ横にあるQRコードの上に、偽造したQRコードのシールが貼られていたり、レジに並んでいる人がスマートフォンに表示しているQRコードを盗撮されたりして、それを悪用されるといった例です。

私たちの生活の中で広く活用されているQRコード。便利で手軽に利用できるからこそ危険もあります。被害を回避するには、セキュリティ対策ソフトのインストール、アクセスする前のアドレスの確認、そして、決済情報のこまめなチェックなどを実行することが重要です。

QRコードを利用する際は、大手通信事業者やセキュリティ対策関連会社のサイトなどで最新の情報を確認し、あらかじめ、その「リスク」や「対策」について充分理解しておきましょう。



ずっと募集中！

消費生活センター運営委員会で活動しませんか？

研修費の支給があるんですって！

料理が得意！
すき間時間を利用したい！

スキルアップにチャレンジしたい！
イベントの企画や紙面の編集に興味がある！
子育て中だから自分育ての時間も大切にしたい！
エシカルやSDGsに興味がある！

お気軽に消費生活センターまでご連絡ください。
TEL (042) 555-1111(内) 640

my冷凍食品で「時短cooking」旬の小松菜編

「特売だったわ！」「たくさんいたいちゃった！」
そんな時、小松菜は生のまま冷凍しておけるから便利！

YouTubeでチェック！「テレビはむら No.1409」

小松菜の胡麻和え(2人分)

冷凍した小松菜200g

ちくわ1本 醤油少々

すりごま 大1

醤油 小1

砂糖 小1/2

- ①カットして生のまま冷凍した小松菜を流水で解凍し、水けを絞りしうる少々を絡めてから絞る
- ②ちくわは半分に切り斜めにスライスする
- ③ボウルにAを合わせて①と②を入れ、和える

ひとりで悩まず、まず相談！
専門の相談員がお話を伺います。
(秘密厳守・無料)

【相談日・相談時間】

月～金曜日

午前9時30分～正午

午後1時～3時30分

TEL (042) 555-1111(内) 641

ご相談は、
なるべく電話をご利用ください。

新型コロナウィルス
感染予防のため、
来所の際は
マスクの着用を
お願いします。



消費生活センター相談室からのお知らせ

1回だけ試すつもりが、翌月も送られてきた健康食品!!



外出しないで買い物ができる通信販売は非常に便利で、スマートフォンやパソコンで注文している方もたくさんいらっしゃると思います。

便利な反面、購入条件等をきちんと確認せず注文したため、「続けて購入するつもりがなかったのに、翌月も同じものが届いた」という相談が大変多くなっています。

また、商品を定期購入させるため、最初の購入は非常に安価、いつでも解約も可能と宣伝し、2回目以降高額な請求となる手口の通信販売サイトが存在します。購入者が解約しようと電話をしてもつながらず、解約可能期間も過ぎ、解約できないとの相談もあります。

質問

インターネットの通信販売で健康食品を購入しました。お試し価格100円だったので、1回だけ試すつもりで注文したところ、同じ商品が翌月も送られてきました。電話で解約したいと伝えたら、定期購入のためできないと言われました。解約・返品はできるでしょうか？

回答

通信販売の場合、「クリーリング・オフ」制度はありません。返品については、事業者の返品特約に従うことになり注意が必要です。

健康食品などの通信販売で、定期購入が条件で、その期間は解約できない契約が増えています。

申し込みの最終確認画面を見て、契約条件や解約・返品ルールをよく確認しましょう。



定期購入のトラブルが多く起きています！

- 2週間使用した化粧品の効果が感じられず解約を申し出たが、解約の申請期間（次回発送日の10日前まで）を過ぎており解約できなかった。

割引価格の「初回」「モニター」「お試し」は契約条件に注意！

- 通信販売の広告表示の規則では、2回以上の継続購入は、継続契約であることや金額・契約期間等の販売条件を広告に表示することになっています。
通信販売の広告を見る際は、契約条件をよく確認することが大切です。

解約や返品のルール確認は「注文前」に！

- 返品できるかどうか？
- 返品可能な場合、返品期間や送料負担はどちらになるのか？
「返品特約」の確認は、購入申し込みの「前」にしておきましょう。

「最終確認画面」を活用しましょう！

- インターネットの通信販売では、「最終確認画面」に、契約に関する重要な情報が集約されています。
- 不明点はないか？自分の意図と相違する点はないか？必ず確認しておきましょう。



記録を残しておきましょう！

- 注文時の契約内容（最終確認画面の印刷やスクリーンショットの撮影）・事業者への連絡履歴（電話、FAX、メール）などの記録を保存しておきましょう。



